

後期高齢者医療保険のお知らせ

問い合わせ 国保年金課 公費医療係 (☎内線305・315)

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証(うす緑色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は平成29年中の所得をもとに判定を行い、1割または3割のいずれかが決定されます。被保険者証が届きましたらご確認ください。

有効期間は、8月1日から平成31年7月31日までの1年間となっています。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期間の被保険者証を交付することがあります。



8月1日から使用できる新しい被保険者証(うす緑色)

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限

は7月31日となっています。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成30年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

【減額認定証とは】

市町村民税が非課税の世帯に該当する人が、入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。(非課税世帯のみ)

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市役所窓口での申請手続きが必要です。

【申請に必要なもの】

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・身元確認書類
- ・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)

制度改正について

平成30年8月から負担割合3割の負担区分が現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに細分化されます。

負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する人は、医療機関での窓口負担額が限度額までになる限度額適用認定証の交付を受けることができます。交付については、市役所窓口での申請手続きが必要ですが、限度額適用認定証の申請をされない場合は、10ページの自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として返還されます。

平成30年度後期高齢者医療保険料について

保険料は、平成29年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定します。被保険者の皆さんへ「平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を7月中旬にお届けしますので、ご確認ください。

均等割額の軽減

平成30年度は、昨年度に引き続き、世帯の所得状況にあわせて保険料軽減措置(被保険者均等割の9割、8・5割、5割、2割軽減)を行います。

被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、平成29年度の被保険者均等割額が7割軽減となりましたが、平成30年度からは5割軽減となります(均等割額が9割軽減、8・5割軽減に該当する方は、こちらが優先されます)。また、所得割額はかかりません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料 ※最高限度額62万円、10円未満切り捨て		均等割額 56,085円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります。	+	所得割額 総所得金額等 - 33万円(基礎控除額) × 所得割率 10.83%
------------------------------------	--	---	---	--